

具体的には、たとえば以下のような点が調査の対象となります。

①私用および観光目的の旅行を出張扱いしていないか

出張旅費、研修費の中には「研修会参加」「視察」「学会参加」等の名目で私用および観光目的の旅行が経費に紛れ込んでいることがあるため、税務調査では領収証のみならず参加した学会等の日程表その他業務に関連した出張であることを立証できる証憑類の提示が求められます。

②カラ出張や架空交通費の計上はないか

税務調査では、頻繁に行われる小口出張を中心に、証憑類のチェック、特に、業務目的の出張であることを立証できる書類の存在の有無や日付の整合性の確認といったことが行われます。また、職員等でタイムカードなど業務記録がある者については、出張日と業務記録との突合がなされます。

③出張仮払の精算は妥当か

出張旅費や日当をまとめて仮払いして後日精算するケースについては、精算時に使途秘匿金や交際費、給与にあたる私費が混入する可能性があるため、精算の内訳が調査されます。

④渡切り交通費で未精算のまま放置されているものはないか

渡切り交際費と同様、渡切り交通費で未精算のまま放置されているものは給与所得とみなされるため、特に家族従業員に対する渡切り交通費がないかチェックされます。

⑤通勤費の非課税限度枠を利用した給与所得の移し替えはないか

通勤費は所得税非課税限度の枠が比較的大きいことから、これを利用して個人の実質給与にあたる額を通勤費に混入するケースがあり、これについて調査される場合もあります。

④損賠賠償金に対する税務調査のポイントと対処法

①個人負担に帰すべき支出が含まれていないか

損害賠償金のうちに業務遂行に直接関連しない支出が含まれている場合には、その支出は事業主貸として経費から除外されることになります。

②故意または重大な過失はないか

事業に関連して支払われるものであれば原則として全額損金算入が認められていますが、故意または重大な過失があった場合には損金になりません。特に医療過誤のケースにおいては、重大な過失の有無がポイントとなってきます。

③損金計上のタイミングは適正か

裁判で判決が確定したものについては、その一切の資料の提示が求められ、特に損金処理のタイミングが調査されます。

裁判を経由しないものについては、先方との交渉の経緯について説明を要し、示談金等の支払いがある場合、先方の受取りを確認できる書類があるかおよび金銭の

動きに不明瞭な点がないか等がチェックされるとともに、損金計上のタイミングが適時であるかが検討されます。

(ただし、賠償金の損金計上のタイミングは、原則として「支払額が確定したとき」であり、示談金等で先方に期末までに申し出た金額を未払計上している場合には、その金額の損金計上が認められます。)

④ 関連支出および保険金の填補などは正しく経理されているか

損害賠償に関連した仮出金等が整理されているか、また、損害賠償にかかる保険等の補填がある場合に正しく処理されているかが、仮払金、仮受金、雑収入等の関連勘定とあわせてチェックされます。

特に保険金の補填がある場合には、支払口座や支払決定通知の管理を徹底して適時な計上を心がける必要があります。損害賠償金の科目は性質上金額が多額にのぼり、判断が微妙であることから、特に関係書類の整備が要求されます。

具体的には、カルテの保存はもちろんのこと、裁判記録、顛末の記録、仮出金等の明細およびその証憑類に至るまで各種資料を時間の経過に従って整理しておくことが求められるでしょう。

⑤ 家事費按分

個人事業の場合、事業と家事費との按分が必要になるケースが多々あります。主な対象は、下記の項目になります。

- ① 車両費
- ② 通信費
- ③ 水道光熱費
- ④ 借入利息
- ⑤ 損害保険料

按分の基準には絶対的なものはありませんが、通常は、事業と家事の使用割合、面積割合等に基づき按分することになります。